

# 玉川村における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

女性が活躍するために安心して子育てしやすい

職場環境づくりを目指して

平成27年度

(平成28年3月作成)

玉 川 村

## I 総論

### 1 目的

玉川村では、次世代育成支援対策推進法に定められた行動計画策定指針に基づき、平成17年度年度から平成21年度までの5年間を期間とした玉川村特定事業主行動計画を策定し、次世代支援対策を計画的かつ着実に推進してきた。

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が成立したことをうけ、法第15条に基づき、今までの特定事業主行動計画の内容を踏襲し、玉川村長、玉川村議会議長、玉川村教育長が「玉川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

### 2 計画の基本理念

本計画は、法の基本理念を踏まえ、女性職員が活躍するためには、職員が協力し合って子育てしやすい職場環境をつくること、働きやすい職場環境をもつこと、全ての職員が子育てについて支援を行っていくことが重要との認識のもと、仕事を持つことで家庭を犠牲にすることなく、職員が子育ての喜びを実感できるとともに、健やかな子どもの育成支援のための職場環境づくりを本計画の基本とする。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成29年度までの2年間とし、実施状況を踏まえて順次見直しを行うこととする。

### 4 計画の推進体制

- ① 本計画は、人事担当課の総務課が主管となり、議会事務局、教育委員会事務局、公民館との連携のもと、計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議し、必要に応じて見直しを行って行く。
- ② 管理職や職員に対し、法に関する研修や情報提供等を行う。
- ③ 啓発資料の作成、研修の実施等により、本計画の内容の周知徹底を図る。

### 5 計画の公表

本計画については、ホームページ等で公表するとともに、実施状況等についても、毎年度公表するよう努めるものとする。

## II 具体的な行動内容と実施時期及び数値目標

### 1 子育てと仕事が両立できる職場環境の整備

- ① 妊娠・出産・子育てに関する特別休暇等について周知徹底を図る。  
(実施時期 平成28・29年度)

- ② 出産費用の給付等について周知徹底を図る。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ③ 妊娠中及び乳幼児を持つ職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ④ 妊娠中及び乳幼児を持つ職員に対しては、可能な限り超過勤務を命じないこととする。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ⑤ 「パートナーシップの日」を設けるなど、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行うとともに、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進める。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ⑥ 各年齢層に対し、男性の育児休業取得の促進に向けた意識改革や職場マネジメントに関する研修を通じた意識啓発を行う。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ⑦ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合や各種委員に占める女性の割合を把握し、管理職を希望する女性職員の処遇改善へ向けた取り組みをする。  
(実施時期 平成28・29年度)

## 2 女性が活躍するために男女協同で子育てを行うための環境整備

### (1) 育児休業等の取得の促進

- ① 子どもの出生時における父親の特別休暇の取得を促進する。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ② 父親に対して、育児休業・部分休業の内容及び取得について情報を提供し、周知徹底を図る。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ③ 育児休業・部分休業制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ④ 育児休業中の職員に対し、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ◎ 以上のような取り組みを通じて、平成29年度における育児休業等の取得率を、男性10%以上、女性90%以上とする。

### (2) 超過勤務の縮減

- ① 小学校就学前の子どもがいる職員については、超過勤務の縮減について配慮する。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ② 一斉定時退庁日を設定して周知を図り、幹部職員が定時退庁の率先垂範を行う。  
(実施時期 平成28・29年度)
- ③ 定時退庁ができない職員の多い課については、管理職員への指導の徹底を図る。  
(実施時期 平成28・29年度)

- ④ 各職員が作成した業務処理計画表に基づいて事務を処理することを徹底し、効率的な事務遂行を図る。

(実施時期 平成28・29年度)

- ◎ 以上のような取り組みを通じて、平成29年度における各職員平均の1年間の超過勤務時間数が、27年度対比で90%以内となるよう達成に向けて努力する。

### (3) 休暇の取得の促進

- ① 各課において、計画的な年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期 平成28・29年度)

- ② 庁議等の場において、定期的に年次休暇の取得促進を徹底させる。

(実施時期 平成28・29年度)

- ③ 子どもの予防接種実施日や学校行事等(入学式・授業参観日等)、子どもに関わる日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期 平成28・29年度)

- ④ 月曜日・金曜日と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。

(実施時期 平成28・29年度)

- ⑤ 年次休暇と休日や祝日、夏季休暇等を組み合わせた連続休暇の取得を促進する。

(実施時期 平成28・29年度)

- ⑥ 勤続10年、20年、30年等の節目に、年次休暇を利用して連続したリフレッシュ休暇の取得を促進する。

(実施時期 平成28・29年度)

- ⑦ ゴールデンウィークやお盆期間などと組み合わせて年次休暇が取得しやすくなるよう、期間前後における会議の自粛を行う。

(実施時期 平成28・29年度)

- ⑧ 職員が安心して年次休暇を取得できるよう、事務処理に対する応援体制を整備する。

(実施時期 平成28・29年度)

- ⑨ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場の雰囲気をつくる。

(実施時期 平成28・29年度)

- ◎ 以上のような取り組みを通じて、平成29年度における職員1人あたりの年次休暇の取得を、27年度対比10%増加させる。

## 3 女性が安心して子育てができる取組みに関する事項

### (1) 子どもと触れ合う機会への支援

- ① 子どもや子育てに関する地域活動に参加する場合の年次休暇を積極的に取得するよう促進する。

(実施時期 平成28・29年度)

② 職員の子どもが親の仕事を理解する機会をつくるため、職場見学ツアーを実施する。

(実施時期 平成28・29年度)

③ 子どもが参加する地域活動にトイレなどの施設や駐車場などの敷地を提供する。

(実施時期 平成28・29年度)

## (2) 子どもの安全確保への取り組み

① 交通事故の予防について、綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

(実施時期 平成28・29年度)

② 学校や地域住民等の自主的な防犯活動や非行防止活動への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期 平成28・29年度)

## (3) 子育てバリアフリー化の推進

① 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁し、申請や相談ができるように、親切な応対等ソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

(実施時期 平成28・29年度)

② 庁舎において、乳幼児と一緒に利用できるトイレやベビーベッドの設置等を検討し、施設の修繕時には優先的に検討する。

(実施時期 平成28・29年度)

## III 終わりに

本計画の推進にあたって『女性の職業生活における活躍を推進するためには、子育てに係る女性の負担軽減を図ること』を第一の目標とし、子育てをしている、していないにかかわらず、子育て中の職員の立場を理解し、職員が自主的・積極的に子育て支援体制づくりに取り組むことを目指している。

この目的達成のためには、各職員と各職場での現状認識が大切であり、子育てしやすい職場環境づくりのため、全職員で推進するための理解と協力を求めるものである。

また、毎年度実施状況を把握して達成状況を確認し、必要に応じて順次計画の見直しをするものとする。